

本約款は、株式会社クリアライズ（以下「当社」といいます。）が委託者から受託する分析試験業務（以下「本業務」といいます。）に適用される委託者と当社の間の基本的な合意事項について定めるものです。

第1条（本業務の受託）

- (1) 委託者は、当社が委託者に提出した見積書（付属文書等がある場合はこれを含みます。）に基づき、当社所定様式の依頼書に必要事項を記入してこれを当社に交付することにより、本業務の申込みを行うものとします。
- (2) 本業務の委託（受託）に関する委託者と当社の間の個別契約は、見積書の有効期限までに前項の依頼書が当社に交付され、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- (3) 本約款の定めは、前項に基づき委託者と当社の間に成立した個別契約に適用されるものとします。

第2条（本業務の遂行）

当社は、前条の依頼書に記載された本業務を遂行し、その結果を当社所定様式の報告書により委託者に報告するものとします。

第3条（代 金）

委託者は、当社による本業務遂行の対価として、当社が委託者に提出した見積書に記載の代金（ただし、消費税等を加算するものとします。）を当社に支払うものとします。

第4条（検 体）

- (1) 委託者との合意により本業務の対象となる検体を当社が採取する場合は、委託者との間で合意した日時、場所、方法等により、当社がこれを行うものとします。
- (2) 前項の場合を除き、委託者は、個別契約で定められた期日に、本業務の対象となる検体及び当社との合意に基づき委託者から当社に提供するものとされた機材、資料、情報等を当社に提供するものとします。
- (3) 当社の責に帰することができない事由により当社が第1項の検体の採取をすることができない場合又は前項に基づき委託者が所定期日に検体及び機材、資料、情報等を当社に提供することができない場合は、直ちに委託者と当社の間で第2条の報告書の提出期日の延期、検体又は分析評価方法の変更その他所要の事項について協議し、決定するものとします。
- (4) 前項の場合、当社は個別契約を直ちに解除することができ、かつ、委託者は、解除の有無にかかわらず、当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。
- (5) 第1項に基づき当社が採取した検体又は第2項に基づき委託者が提出した検体が当社所定の受入基準を満足しない場合は、当社は当該検体にかかる本業務の実施を拒否することができるものとします。第3項及び前項の定めは、本項の場合に準用するものとします。

第5条（再委託）

当社は、委託者から書面による事前の同意を得た上で、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は再委託先による本業務の実施について一切の責任を負うものとします。

第6条（権利譲渡の禁止）

委託者及び当社は、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、個別契約に基づく契約上の地位又は権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又は処分することはできないものとします。

第7条（秘密情報）

- (1) 委託者及び当社は、次の各号に掲げる情報を秘密に保持するものとし、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、その全部又は一部を、第三者に開示し又は公表、公開（ホームページに掲載する等、不特定の第三者が知り得る状態にすることを含みます。）してはならないものとします。

- ① 委託者と当社の間で個別契約が締結される前に本業務に関する見積り等の協議、交渉が行われているという事実及びその内容。
- ② 委託者と当社の間で本業務に関する個別契約が締結された事実及びその内容。
- ③ 個別契約に基づき、委託者が当社に提供し又は当社が採取した検体及びその検体に関する情報。
- ④ 委託者と当社の間で個別契約締結前の協議、交渉の段階及び個別契約締結後の履行の段階において、相手方が秘密である旨指定して開示、提供した情報。
- ⑤ 個別契約に基づき当社が委託者に提出した本業務の報告書及びその内容。
- (2) 前項の定めは、次の各号に掲げる情報には適用されないものとします。
- ① 相手方から開示、提供を受けた時点で既に保有していた情報。
- ② 相手方から開示、提供を受けた時点で公知の情報又は自己の責に帰することのできない事由により公知となった情報。
- ③ 独自に開発した情報。
- ④ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
- ⑤ 法令に基づく手続又は官公庁、地方自治体の定める手続において本業務の報告書等を提出、開示する場合。
- (3) 当社は、第5条に基づき本業務の全部又は一部を再委託する場合は、当該再委託先に対し本条により当社が負う義務と同等の義務を課すものとします。

第8条（報告書等）

- (1) 当社は、個別契約で定められた期日までに、本業務の結果について当社所定様式による報告書を作成し、個別契約で定められた通数を委託者に提出するものとします。
- (2) 当社は、前項の報告書の提出時に又はその提出後遅滞なく、委託者から返還を条件に提供されていた機材、資料、情報等並びに検体の残材及び残滓を委託者に引き渡し、返還するものとします。ただし、個別契約に別段の定めがある場合はその定めに従うものとし、また、当社における本業務の遂行により消費されたものについてはその限りではありません。
- (3) 当社は、第1項の報告書を委託者に提出した日の翌日から、当該報告書の当社控えについては3年間、当該報告書にかかる本業務についてのその他の記録及び資料（前項に基づき委託者に返還されたものについてはその当社控えとします。）については1年間、これを当社において保管するものとします。
- (4) 報告書の著作権その他の知的財産権は当社が保有するものとし、当社は、委託者に対して個別契約で定めた目的の範囲においてのみ報告書の使用を許諾するものとします。なお、委託者は、当社の事前の書面による承諾なく、報告書を第三者に開示し、または個別契約で定めた目的以外に利用してはならないものとします。

第9条（代金の支払い）

- (1) 委託者による代金の支払条件、支払方法は、当社が委託者に提出した見積書に定めがない場合は次の各号に定めるとおりとし、見積書に定めのある場合はその定めに従うものとします。
- ① 委託者は、第8条第1項の報告書を受領後、当社の請求書受領日から翌月末日以内に代金全額を当社に支払うものとします。委託者が支払期日を経過して代金の支払いを遅延した場合、委託者は遅延日数に応じ、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- ② 前号の代金は、当社の指定する当社名義の銀行口座への振込むものとします。ただし、振込手数料は委託者が負担するものとします。
- (2) 前項の代金の支払いが遅延し又は委託者においてそのおそれがある場

合は、委託者は直ちにその旨を当社に連絡し、報告書の提出期日の延期その他当社が必要と認める事項について当社と協議し決定するものとします。

第 10 条（責 任）

- (1) 当社が委託者に提出した報告書の分析値、測定値又は計算結果に客観的に明らかな誤りが判明した場合は、当社は、委託者と協議の上、次の各号のいずれかの措置を講じるものとします。
- ① 報告書を訂正し、必要通数を委託者に再提出すること。
 - ② 当社がその必要があると判断した場合に本業務をやり直し、その結果について当社所定様式による報告書を作成し、必要通数を委託者に提出すること。
 - ③ 個別契約を解除し、委託者が当社に支払済みの代金を委託者に返還すること。
- (2) 委託者は、当社が委託者に提出した報告書を、自己の判断と責任において利用するものとします。
- (3) 当社は、第 1 項に定めるほかは、個別契約に基づく報告書及びその作成が委託者の特定の目的の達成に資すること、第三者の権利を侵害しないこと及びそれら等に基づく損害賠償を含め、委託者に対し一切の保証をしないものとします。

第 11 条（解 除）

- (1) 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、当社は何らの催告を要することなく、個別契約を解除することができ、その他委託者との取引を中止することができるものとします。
- ① 委託者が本約款の定め又は個別契約の定めに違反した場合。
 - ② 当社が個別契約で定められた分析評価方法が不可能又は不十分であると判断した場合。
 - ③ 委託者振出の手形または小切手が不渡となったとき、または委託者が第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社更生、民事再生等の申立を受け、若しくは自ら破産、会社更生、民事再生等の申立をしたとき又は清算に入ったとき、その他当社が予め債務履行を困難と認めたとき。
- (2) 前項により個別契約が解除された場合、委託者は当社に対し損害賠償を求めることはできないものとします。また、この場合、当社は本業務の履行割合に応じて代金を請求することができるものとします。

第 11 条の 2（不可抗力）

- (1) 天災地変その他当社の合理的な支配を超えた事由（以下「不可抗力事由」という。）が発生した場合、当社は何らの催告を要することなく、本契約又は個別契約を解除し又は個別契約に基づく本業務の全部又は一部の遂行を中止すること（以下これらを総称して「解除等」といいます。）ができ、その他委託者との取引を中止することができるものとします。
- (2) 当社が前項により個別契約に基づく本業務の全部又は一部の遂行を中止した場合、当社は、不可抗力事由が存続する間本業務の遅滞の責めを負わないものとします。また、当社は必要があると認めたときは、委託者と当社で協議して、納期若しくは代金の額を変更し、又は当社に生じた損害の賠償額を定めるものとします。
- (3) 当社が第 1 項により個別契約の解除等を行った場合、解除等によって委託者に生じた損害を賠償する責めを負わないものとします。

第 11 条の 3（都合による解約）

- (1) 委託者は、当社による報告書の提出前に限り、本条（2）の条件を遵守することを条件に、当社に対し書面により通知することで、個別契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (2) 委託者は、前項の解約の通知が当社に到達した時点までに当社が既に遂行した業務の対価、当社が本業務の遂行のために既に支払い又は支出を確定させた費用（外部委託費、試薬・資材費、検体の処分費用等を含む。）に加え、個別契約に定める契約金額の 10%に相当する解約手数料（以下「キャンセル料」という。）を当社に支払うものとします。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。
- (2) 委託者又は委託者の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者を反社会的勢力であるものとみなします。
- ① 反社会的勢力に該当する場合又は該当していた場合。
 - ② 自己又は第三者の利益を図る目的等のために反社会的勢力を利用した場合。
 - ③ 反社会的勢力に資金又は便宜を提供する等により利益供与をした場合。
 - ④ 反社会的勢力と密接に交際する等により、社会的に非難されるべき関係がある場合。
 - ⑤ 暴力的若しくは威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され若しくは報道その他により一般に認識された者である場合又はこの者とかかわり若しくはつながりのある者である場合。
- (3) 委託者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約します。
- (4) 委託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は何らの催告を要しないで個別契約を解除することができ、その他委託者との一切の取引を拒絶することができるものとします。
- ① 前項の確約に違反することが判明した場合。
 - ② 反社会的勢力に該当するに至った場合。
 - ③ 委託者が個別契約のために契約する者（個人か法人かを問わず、また、数次の取引先等の第三者を介して用いる者を含みます。以下「履行補助者」といいます。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、当社に対し、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は委託者の関係者が反社会的勢力であることを伝えた場合。
 - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いた場合。
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、当社 の名誉、信用等を毀損し、当社の業務を妨害し又はそれらのおそれある行為をした場合。
 - ⑦ 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超える不当な要求行為をした場合。
 - ⑧ 第 4 号から前号に準ずる行為をした場合。
- (5) 当社は、前項に基づき個別契約を解除し又は委託者との取引を拒絶したことにより委託者に損害が生じた場合であっても、当社はこれを賠償することを要せず、また、それらにより当社に損害が発生した場合は、委託者はその損害を賠償するものとします。
- (6) 委託者は、第 4 項に該当したことにより当社から同項又は前項の措置を受けた場合、一切の異議を述べないことを確約するものとします。
- (7) 委託者は、委託者又は履行補助者が個別契約又は当社との取引に関して反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し又は履行補助者をしてこれを拒否せしめるとともに、すみやかにその事実を当社に報告し、捜査機関への通報のために必要な協力を行うものとします。

第 13 条（損害賠償の特則）

- (1) 本契約又は個別契約の履行に関して、当社が委託者に生じた損害を賠償する場合、当社は委託者に対して個別契約の履行に直接起因して現実生じた通常の損害（売電収入、営業損失、逸失利益、機会損失、不稼働損失、弁護士費用、原料・生産物の損失等の間接損害ならびにこれらに類する一切の損害及び第三者からの請求に基づいて委託者が当該第三者に支払う賠償金相当額の損害は含まない。）に限り、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- (2) 債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因にかかわらず、当社が前項に定める委託者の損害を賠償する場合、当社の委託者に対する賠償金の累計総額は、各個別契約に定める契約金額を上限とします。

第 14 条（知的財産権の帰属）

当社及び委託者は,相手方から開示等された秘密情報等に基づき,自己若しくは自己の役員若しくは従業員が本業務の遂行の過程において発明,考案又は意匠,著作物(プログラムの著作物及びその二次的著作物を含む。),ノウハウその他の技術的成果の創作(以下,あわせて「発明等」という。)をしたときは,直ちにその内容,経緯等を相手方に通知し,知的財産権の帰属及び発明等に関する知的財産権の出願,登録等について,相手方と協議するものとします。

第 15 条（その他）

- (1) 本約款及び個別契約は,日本国法に準拠し,日本国法に従って解釈されるものとします。
- (2) 本約款及び個別契約に関する一切の紛争については,当社の本店所在地を管轄する地方裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上